

# 契約保証及び前払金保証における電子保証の開始について

令和 8 年 3 月 3 0 日

燕市総務部用地管財課

建設工事等における契約手続きの電子化を推進するため、これまで書面で提出することとしていた契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書等について、令和 8 年 4 月から電子メールを利用する方法（電子保証）による取扱いを導入しますのでお知らせします。

## 記

### 1. 電子保証による取扱いを導入する保証等の種類

- (1) 前払金保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証
- (2) 損害保険会社による公共工事履行保証又は履行保証保険

- ※従来どおり、書面による保証証書等の提出も可能です。
- ※電子契約の利用の有無は影響しません。
- ※その他銀行等の保証は従来どおり書面による取扱いのみです。

### 2. 電子保証の取扱い方法

- (1) 東日本建設業保証株式会社による保証

ア 電子証書等閲覧サービス「D-Sure」で電子証書を閲覧するための認証キー及び保証契約番号が記載された PDF ファイル（保証事業会社から発行されるもの）を電子メールで送信してください。

イ 前払金請求書は前払金の認証キー等の送信と併せて電子メールで提出することも可能です。その際、前払金請求書のファイル形式は PDF 形式としてください。

- (2) 損害保険会社による公共工事履行保証又は履行保証保険契約

ア 損害保険会社から発行された、PDF 発行証券（パスワード付き）及びパスワードを電子メールで送信してください。

ただし、PDF 発行証券が損害保険会社から直接燕市へ電子メールで送信される場合、その旨を燕市へ連絡した上で、パスワードのみ電子メールで送信してください。

イ PDF 発行証券を送信する際は、損害保険会社があらかじめ指定する共通窓口連絡先である特定のメールアドレスを、CC に設定してください。

(3) 電子メール送信先

ア 契約保証

用地管財課（件名「【契約保証】工事番号、工事名」としてください。）  
送信先となるメールアドレスについては、用地管財課へ御確認ください。

イ 前払金保証

発注担当課（件名「【前払金保証】工事番号、工事名」としてください。）  
送信先となるメールアドレスについては、発注担当課へ御確認ください。

3. 適用日

令和8年4月1日以降に契約を締結するもの及び前払金等の申請をするものから適用

4. 留意事項

(1) 当初契約に係る契約保証証書等を紙で提出した場合、保証内容の変更に伴う証書も紙での提出に限定されます。

(2) 初回の前払金保証証書が紙で提出された場合、その後の中間前払金保証証書や請負額増額に伴う変更後の前払金保証証書も紙での提出に限定されます。ただし、前払金保証証書の提出が電磁的方法でなされた場合、中間前払金保証証書については、紙の提出又は電磁的方法のどちらでも可能です。

(3) 実際の保証等の手続きについては、保証事業会社及び損害保険会社にご確認ください。

(問い合わせ先)  
燕市総務部用地管財課契約管理係  
0256-77-8332